令和6年台風第10号に伴う災害により被害を受けられた皆様 および

災害により被害を受けるおそれが生じている皆様へ

このたびの令和 6 年台風第 10 号に伴う災害により被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、以下の特別措置等を 実施しております。

1. 保険料払込猶予期間の延長

お客様のお申し出により、契約更新も含めた保険料のお払込みについて、猶予する期間 を一定期間、延長いたします。

2. 保険金・給付金の請求手続きの簡素化

お客様のお申し出により、必要書類を一部省略するなど、通常の場合よりも簡便かつ 迅速なお取扱いをいたします。

■今回災害救助法が適用された地域は次の通りです。

また、今後災害救助法適用地域が追加された場合も同様の対応をいたします。

災害救助法	法適用日	被害の状況等	備考
適用市町村			
【愛知県】	8月27日	令和 6 年台風第 10 号	災害救助法施行令
蒲郡市 (がまごおりし)		に伴う災害により、多	第1条第1項第4
		数の者が生命又は身体	号適用
		に危害を受け、又は受	
		けるおそれが生じてお	
		り、継続的に救助を必	
		要としている。	

災害救助法	法適用日	被害の状況等
適用市町村		
【宮崎県】	8月28日	令和6年台風
宮崎市 (みやざきし) 都城市 (みやこのじょうし)		第 10 号に伴う
延岡市 (のべおかし) 日南市 (にちなんし)		災害により被
小林市 (こばやしし) 日向市 (ひゅうがし)		害を受けるお
串間市 (くしまし) 西都市 (さいとし)		それが生じて
えびの市 (えびのし)		いる。
北諸県郡三股町 (きたもろかたぐんみまたちょう)		
西諸県郡高原町 (にしもろかたぐんたかはるちょう)		災害救助法
東諸県郡国富町 (ひがしもろかたぐんくにとみちょう)		第2条第2項
東諸県郡綾町 (ひがしもろかたぐんあやちょう)		適用
児湯郡高鍋町 (こゆぐんたかなべちょう)		
児湯郡新富町 (こゆぐんしんとみちょう)		
児湯郡川南町 (こゆぐんかわみなみちょう)		
児湯郡都農町 (こゆぐんつのちょう)		
東臼杵郡門川町 ひがしうすきぐんかどがわちょう)		
東臼杵郡諸塚村 (ひがしうすきぐんもろつかそん)		
東臼杵郡椎葉村 (ひがしうすきぐんしいばそん)		
東臼杵郡美郷町 (ひがしうすきぐんみさとちょう)		
西臼杵郡高千穂町 (にしうすきぐんたかちほちょう)		
西臼杵郡日之影町 (にしうすきぐんひのかげちょう)		
西臼杵郡五ヶ瀬町 (にしうすきぐんごかせちょう)		
【鹿児島県】		
鹿児島市 (かごしまし) 鹿屋市 (かのやし)		
枕崎市 (まくらざきし) 阿久根市 (あくねし)		
出水市 (いずみし) 指宿市 (いぶすきし)		
西之表市 (にしのおもてし) 垂水市 (たるみずし)		
薩摩川内市(さつませんだいし)日置市(ひおきし)		
曽於市 (そおし) 霧島市 (きりしまし)		
いちき串木野市 (いちきくしきのし)		
南さつま市(みなみさつまし)志布志市(しぶしし)		
奄美市 (あまみし)		
南九州市 (みなみきゅうしゅうし)		
伊佐市 (いさし) 姶良市 (あいらし)		
鹿児島郡三島村 (かごしまぐんみしまむら)		

鹿児島郡十島村 (かごしまぐんとしまむら) 薩摩郡さつま町 (さつまぐんさつまちょう) 出水郡長島町 (いずみぐんながしまちょう) 姶良郡湧水町 (あいらぐんゆうすいちょう) 曽於郡大崎町 (そおぐんおおさきちょう) 肝属郡東串良町 (きもつきぐんひがしくしらちょう) 肝属郡錦江町 (きもつきぐんきんこうちょう) 肝属郡南大隅町 (きもつきぐんみなみおおすみちょう) 肝属郡肝付町 (きもつきぐんきもつきちょう) 熊毛郡中種子町 (くまげぐんなかたねちょう) 熊毛郡南種子町 (くまげぐんみなみたねちょう) 熊毛郡屋久島町 (くまげぐんやくしまちょう) 大島郡大和村 (おおしまぐんやまとそん) 大島郡宇検村 (おおしまぐんうけんそん) 大島郡瀬戸内町 (おおしまぐんせとうちちょう) 大島郡龍郷町 (おおしまぐんたつごうちょう) 大島郡喜界町 (おおしまぐんきかいちょう) 大島郡徳之島町 (おおしまぐんとくのしまちょう) 大島郡天城町 (おおしまぐんあまぎちょう) 大島郡伊仙町 (おおしまぐんいせんちょう) 大島郡和泊町 (おおしまぐんわどまりちょう) 大島郡知名町 (おおしまぐんちなちょう) 大島郡与論町 (おおしまぐんよろんちょう)

8月28日

令和 6 年台風 第 10 号に伴う 災害により被 害を受けるお それが生じて いる。

災害救助法 第2条第2項 適用

以上

< お問合せ >

フローラル共済株式会社

000120-26-8160 (通話無料)

受付時間 9:00~17:00 (土日祝日、年末年始を除く) ※携帯電話からもお掛けいただけます。